

【意見招請】2023-2026年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務  
 (公示日：2022年8月31日) について、意見招請実施要領に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
 調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
1	P2	「2023-2026年度研修員等に係る航空券手配及び送迎に関する業務」について、一般競争入札（総合評価落札方式）により、（以下略）	左記のように総合評価落札方式ということですが、技術点：価格点の比率について、各種手配の難易度が高いことから、技術点2：価格点1、もしくは、技術点3：価格点1にしたいです。	ご意見をふまえて、検討いたします。
2	P9	4-1-2-才 運賃の種別	「変更手数料及び払い戻しによる取消手数料はJICAに別途実費を請求できるものとする。」とありますが、これは航空会社が規定するものという理解で、別途受注者が設定している手数料も実費として頂けますか。また、受注者で発券の出来ない区間を依頼する際に、再委託する海外の旅行会社の各種手数料も実費として頂けますか。	各種手数料の請求は航空会社が規定するものとし、受注者で発券できない区間を依頼する場合で再委託する海外の旅行会社の手数料も含まれます。なお、受注者の手数料は業務人件費の中に含めることとし、請求の対象外となります。
3	P12	4-1-2-コ 航空券手配区間の本邦到着地または本邦出発地-最寄りの指定空港表について	航空券手配区間の表の本邦到着地または本邦出発地-最寄りの指定空港に「JICA東北及び仙台市内⇄成田空港もしくは羽田空港」、「JICA北陸及び金沢市内⇄小松空港もしくは成田空港、羽田空港」、「JICA四国及び高松市内⇄高松空港もしくは関西空港」がありませんが、航空券手配区間にこれらの区間が追加されますか。	追加されません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JICA東北及びJICA北陸の研修コースは成田空港または羽田空港に来日し、JICA東京を経由して研修実施地に移動します。そのため、JICA東北及びJICA北陸の最寄りの指定空港は成田空港または羽田空港を想定しています。</li> <li>・ JICA四国の研修コースは関西空港または伊丹空港に来日し、JICA関西を経由して研修実施地に移動します。そのため、JICA四国の最寄りの指定空港は関西空港または伊丹空港を想定しています。</li> </ul> ただし、帰国時のみ仙台市内、金沢市内、高松市内から直接、羽田空港、成田空港、関西空港に直接移動するケースがあります。その場合には送迎業務を依頼することはありますが、航空券手配は別途行う予定です。
4	P18	(2)研修員の来日時・帰国時における空港-宿泊先間の送迎	急な中止の場合の空港での出迎え、送迎車両、添乗業務費、ミート業務費等の取消料を頂きたいです。最低でも7日前から取消料を頂きたいです。	意見招請実施要領34ページ4.(6)②イ(g)に記載の通り、来日に関して予定されたフライトで来日しなかった、もしくは来日日時が変更となった場合でも、キャンセル料のお支払いはできませんので、意見招請実施要領25ページに記載のとおり、2019年度の送迎の取消件数（約770件）を考慮し、キャンセル相当分を見込んで送迎単価を設定ください。
5	P18	4-2-1 対象者	「10,032件（片道の送迎は1件、往復の送迎は2件とカウント）」とあるが、件数＝来日者数と考えてよいですか。	件数は来日者だけでなく、帰国者も含まれますので、件数＝来日者数及び帰国者数とお考えください。
6	P18	4-2-2-ア 送迎	「送迎の移動手段（バス、タクシー、鉄道等）及び移動経路の選択は受注者に一任される」とありますが、過去年度の移動手段別件数の実績はありますか。	送迎の移動手段は受注者に一任されていますので、移動手段別の実績を出すことはできませんが、意見招請実施要領18ページの(2)②ア(a)(b)(c)の条件を考慮し、主としてジャンボタクシーやリムジンバス等での送迎が多いと認識しています。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
7	P18	4-2-2-ア 送迎	「送迎の移動手段（バス、タクシー、鉄道等）及び移動経路の選択は受注者に一任される」とありますが、依頼時に指定が入ることはありますか。	基本的に指定することはありません。 ただし、研修員の職位や到着時間の指定などの理由で、国内機関担当者から個別に指示がある場合があります。 ※JICAが特に移動方法を指定（ハイヤー等の車両借り上げ）して手配依頼し且つ送迎単価での送迎ができない場合は、協議の上で必要と認められる経費をお支払いします。 ※上記の場合で、キャンセルになった場合も協議の上で必要と認められる経費をお支払いします（通番4の質問関連）。
8	P18	4-2-2-ア 送迎	公共交通機関を利用手段とした場合、到着時の報告はどのように対応すればよいですか。到着地に人を配置し、確認し報告するのでしょうか。	JICAが指定する宿泊先に到着したことをJICAに報告いただく必要はありませんが、手配した移動手段のドライバー等に到着時に電話やメール等で受注者要員に到着連絡をさせるなど、受注者側での確認をお願いします。 また、鉄道等公共交通機関を利用した場合の到着の確認方法があれば、技術提案書で具体的にご提案いただくことになります。
9	P18	4-2-2-ア 送迎	到着空港から公共交通機関とタクシーを乗り継いで施設へ行く場合、乗り継ぎ時の幹旋員も「乗り継ぎ支援業務」の件数4000件に計上されていると考えてよいでしょうか。	ご質問の乗り継ぎは、乗り継ぎ支援業務の件数には計上されていません。 乗り継ぎ支援業務は意見招請実施要領19ページに記載の通り、「研修員が本邦到着国際線から国内線に、または国内線から本邦出発国際線に乗り継ぐ場合で、かつ利用する空港が異なる場合（伊丹空港と関西空港、羽田空港と成田空港）」を想定しており、両空港間の移動を確実に行うことを想定しています。
10	P30, 36	ア)で航空券代金については実費による請求都市、発券・変更・払い戻し・取消にかかる手数料を含めることとする。ウ)航空券手配後の研修員の来日中止に伴う取消料、事情による日程/ルート変更に伴う払い戻し手数料、発券手数料（いずれも航空会社が徴収するもの）	左記のように記載がありますが、これはすべて航空会社、又は他社発券した際に他社に支払う金額ということでしょうか。この中に、受注者の手数料を含めてもよいでしょうか。	通番2の回答をご確認ください。
11	P36	業務単価および想定業務量（案）の表	表中の送迎料は、固定金額の単価設定をし、その額で精算と考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	P38	受注者の業務実施体制を最低限維持するため、人件費	左記のように記載がありますが、貴機構のコンサルタント契約等で、人月で示されているような人件費と捉えてよいでしょうか。既に決まっている人月がありましたら、ご教示いただけますか。	検討中のため、本公告にて改めて提示します。
13	P38	受注者の業務実施体制を最低限維持するため、人件費及び管理費	左記のように記載がありますが、この管理費には何が含まれるのかご教示ください。	本業務を行うにあたって直接必要であると証明できないものの、必要となる経費を想定しています。 たとえば、委託する業務を請け負う部署の事務職員の人件費や福利厚生費、光熱費等や、業務を請け負う部署以外の受注した会社の人件費や利益などの会社そのものを運営するための費用です。
14	P38	受注者の業務実施体制を最低限維持するため、人件費及び管理費を固定費として	左記のように記載がありますが、固定費は人件費と管理費を加減乗除して求めるということでしょうか。	検討中のため、本公告にて改めて提示します。
15	P36	想定業務量（件数）航空券は24,000件	左記のように記載がありますが、来年度2023年度は8,000名 来日の予定でしょうか。	事業の計画値として、8,000名の来日を想定しています。

通番	該当頁	項目	意見・質問	回答
16	P36	業務単価および想定業務量（案）の表	JICA東北及び仙台市内⇄成田空港もしくは羽田空港の送迎手段を在来線鉄道と東北新幹線と想定した場合、切符と乗り継ぎ案内を研修員の言語にして手交し、スタッフの配置をしないことは問題ないでしょうか。国内手配の過去でのこの区間の送迎についてはスタッフの配置はされていたでしょうか。また、成田空港⇄仙台空港の航空便運航が再開された場合は利用が可能でしょうか。その場合の単価は変更になりますか。	通番3の回答の通り、JICA東北及び仙台市内⇄成田空港もしくは羽田空港の送迎は帰国時のみで、仙台空港経由を想定しています。  現在、成田空港・羽田空港⇄仙台空港の運航は休止中と認識していますが、同区間の運航が再開された場合は航空便の利用を可能とします。JICA東北及び仙台市内⇄成田空港もしくは羽田空港の送迎単価は、仙台空港利用を想定した送迎料の設定をお願いします（航空券手配は別途行います）。
17		全般	本業務の業者選定を行う本番の入札・選定・契約時期・業務開始日を、予定で結構ですのでご教示いただくことは可能でしょうか。また、業務対象期間は2023年4月1日からとありますが、4月1日より前に予約業務が開始される可能性はありますか。	現時点で、本公告は10月下旬頃、契約締結は12月下旬頃を想定していますが、今後変更の可能性がありますので、詳細のスケジュールは本公告時にご確認ください。 また、2023年4月1日より前に予約業務が開始されることは想定していませんが、現行の本契約の受注者との業務引き継ぎ、業務の移行作業を依頼する場合があります。
<b>業務仕様書（案）の訂正</b>				
			<b>訂正前</b>	<b>訂正後</b>
1	P34	②送迎業務に係る請求方法イ）（g）	(g) JICAが送迎の指示を行ったものの、フライトの都合や研修員の都合等により予定されたフライトで来日しなかった若しくは来日日時が変更となった研修員が発生した場合であっても、キャンセル料の請求は認めない。また、JICAから来日日時の変更について連絡があった場合、若しくは航空会社から代替フライトに係る情報が得られた場合、受注者は速やかに変更後の時間での送迎の手配を行うこと。この場合も、緊急手配に係る追加料金等の請求は認めない	(g) JICAが送迎の指示を行ったものの、フライトの都合や研修員の都合等により予定されたフライトで来日しなかった若しくは来日日時が変更となった研修員が発生した場合であっても、キャンセル料及び変更料の請求は認めない。
2	P34	フッターの43	43 JICAが特に移動方法を指定（車両借り上げ等）して手配依頼した場合は、協議の上で必要と認められる経費を請求できる。	43 JICAが特に移動方法を指定（ハイヤー等の車両借り上げ）して手配依頼しキャンセルとなった場合は、協議の上で必要と認められる経費を請求できる。
3	P36	業務内容送迎の区間	JICA東北及び仙台市内⇄成田空港もしくは羽田空港	JICA東北及び仙台市内⇄仙台空港もしくは成田空港、羽田空港

以上